

(1) 葛飾区特定子ども・子育て支援施設等の基準を定める条例に規定する基準（国が定める基準を準用）
を満たしていると認められる施設

葛飾区では、令和3年4月1日以降、条例で定める基準を満たさない認可外保育施設は無償化の対象外となります。
下記施設は基準を満たすと認められるため、無償化の対象となります。

No.	施設名	所在地	設置主体名	確認年月日	確認辞退・廃止年月日	基準を満たしていると確認した日
1	しろしろくまさん。	金町5丁目	村山 博美	令和元年9月27日		令和3年3月31日
2	キッズライン	水元4丁目	鈴木 綾子	令和2年7月2日		令和3年5月28日
3	訪問在宅保育 チャイルドマインダー べいびいたっち	東堀切3丁目	渡辺 恵美	令和元年9月27日		令和3年9月14日
4	キッズライン 加藤 奈央	高砂4丁目	加藤 奈央	令和5年7月24日		令和5年7月24日
5	キッズライン	高砂4丁目	湯本 はるか	令和6年8月29日		令和6年5月13日

※No.1～3の施設は、令和元年10月1日から令和3年3月31日までは、確認年月日以降が無償化の対象となります。
※令和3年4月1日以降で無償化の対象となる期間は、No.1～3の施設は基準を満たしていると確認した日以降になり
No.4以降の施設は確認年月日以降になります。

(2) 葛飾区特定子ども・子育て支援施設等の基準を定める条例に規定する基準（国が定める基準を準用）
を満たしていないと認められる施設

子ども・子育て支援法第30条の11の規定により区が確認を行った下記認可外保育施設は、
令和3年4月1日以降、条例で定める基準を満たしていないため無償化の対象外となります。
なお、令和元年10月1日から令和3年3月31日までは、下記施設についても確認年月日以降は無償化の対象となります。
葛飾区外にお住まいの方は、無償化の対象外の期間であっても無償化の対象となる場合がございますので、
お住まいの自治体にご確認ください。

No.	施設名	所在地	設置主体名	確認年月日	確認辞退・廃止年月日
1	キッズライン	青戸5丁目	長谷川 法子	令和元年9月27日	
2	小沼 麻衣子	四つ木1丁目	小沼 麻衣子	令和元年9月27日	令和4年3月31日
3	キッズライン	青戸1丁目	南平(中野) かおり	令和元年9月27日	令和4年10月1日
4	キッズライン	白鳥3丁目	高橋 紗由里	令和元年9月27日	令和2年12月1日
5	キッズライン	東堀切2丁目	松岡 夏弥	令和2年4月14日	令和4年3月31日
6	Miss Champagne	東四つ木2丁目	Oden Champagne	令和2年8月20日	